

子育て世帯、単身生活学生へ給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への応援給付金の申請を受け付けています。

① 子育て世帯応援給付金

対象となる子1人につき 2万円

支給対象者	0歳～大学生等の保護者 (令和2年6月1日現在、福崎町に住民登録があり、対象となる子がいる人) 【対象となる子】①と②を両方満たす子 ①令和2年4月1日までに生まれた子～大学生(短期大学、大学院、専修学校、予備校を含む) ②福崎町に住民登録がある子、または福崎町から就学のために転出した子
申請方法	(ア) 「子育て世帯への臨時特別給付金」の対象となる子の保護者・・・申請不要 → 児童手当4月分(3月分含む)の対象となる子 (令和2年3月31日までに生まれた子～新高校1年生の学年の子) (イ) (ア)以外の子の保護者・・・窓口または郵便での申請が必要 → 高校2年生～大学生、児童手当特例給付の対象の子等
必要書類	①給付金申請書(町ホームページから印刷、または役場窓口で配布) ②高校生以上の子は在学していることを証明できるものの写し(学生証・生徒手帳・在学証明書等) ③申請者の身分証明書の写し ④申請者名義の通帳の写し

② 新生児世帯応援給付金

対象となる子1人につき 10万円

支給対象者	令和2年4月28日～令和3年3月31日に生まれた子の親 (令和2年6月1日現在、福崎町に住民登録がある人)
申請方法	窓口または郵便での申請が必要
必要書類	①申請書(町ホームページから印刷、または役場窓口で配布) ②申請者名義の通帳の写し

③ ひとり親世帯応援給付金

対象となる子1人につき 3万円

支給対象者	児童扶養手当受給者(令和2年6月分受給者)
申請方法	申請は不要

④ 単身大学生等応援給付金

対象者1人につき 2万円

支給対象者	福崎町に単身で居住する大学生等(短期大学、大学院、専修学校、予備校を含む) ※令和2年6月1日現在
申請方法	窓口または郵便での申請が必要
必要書類	①申請書(町ホームページから印刷、または役場窓口で配布) ②在学していることを証明できるものの写し(学生証・生徒手帳・在学証明書等) ③福崎町に在住していることを証明できるものの写し※住民登録がある人は不要 ④身分証明書の写し ⑤本人名義の通帳の写し

◆申請の受付はいずれも、令和3年3月31日(水)までです。

申請・問い合わせ先 住民生活課(内線371・374)

学校給食費を無償化します

新型コロナウイルス感染症対策として、小中学校の臨時休業及び認定こども園の登園自粛要請を実施したことによる保護者の経済的負担を軽減するための支援策です。

① 学校給食費等の無償化

6か月間

対象者	小中学生の保護者	認定こども園等に通園する子のいる保護者で、福崎町に住所を有する人
無償となるもの	給食費	給食費・おやつ代
対象月	令和2年6月分～11月分	

※申請は不要です

② 学校給食費等無償化にともなう応援給付金

対象となる子1人につき 月5千円

支給対象者	●準要保護世帯等の保護者 ●認定こども園等で副食費免除対象者及び3号認定児の保護者で、福崎町に住所を有する人
基準日	令和2年6月から11月の毎月1日を基準とし、一月ごとの支給となります
対象期間	令和2年6月から11月まで ※最長6か月間

※申請は不要です

問い合わせ先 学校教育課（内線252）

福崎町『なつ得商品券』を拡充します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内中小商業者を応援するため、商工会への補助金を増額し、プレミアム部分を10%から20%へ、発行総額を5,500万円から1億800万円に拡充して発行します。

『なつ得商品券』

2千円のプレミアム付

商品券の額	1万2千円分の商品券（千円券×12枚）を1万円で販売 ※プレミアム部分が従来の千円から2倍の2千円となりました
購入限度	1人2冊まで ※1冊：千円券×12枚
販売開始	8月6日（木） ※なくなり次第終了（9,000冊）
販売場所	福崎町商工会・加盟店の一部
使用可能期間	令和3年1月15日（金）まで
使用できる店	福崎町商工会で加盟店登録をしている店

問い合わせ先 福崎町商工会 ☎22-0558

特別定額給付金の申請はお済みですか？

新型コロナウイルス感染症経済対策として、令和2年4月27日に福崎町の住民基本台帳に登録されている人を対象に、1人につき10万円を給付する特別定額給付金の申請を受け付けています。

申請期限 令和2年8月18日（火）※消印有効

※受付期間終了後の申請は受付できませんのでご注意ください

申請・問い合わせ先 健康福祉課 特別定額給付金係（内線351・365）

中一の秋、激しい頭痛に見舞われ、学校に行くことが難しくなりました。そしてある日突然、私はその当たり前のことから突然できなくなってしまった。

学校へ行くのは当たり前のこと。しんどくても毎日学校へ行き、頑張ることができている人もいます。だから、そのような考え方があるのは当然だと思います。

学校へ行くのは当たり前のこと。しんどくても毎日学校へ行き、頑張ることができている人もいます。だから、そのような考え方があるのは当然だと思います。

優しさには、いろいろあると思います。声をかけず、そつと寄り添うやさしさ。「頑張れ」「大丈夫?」などと、心配して声をかけるやさしさ。

みなさんもいるでしょ。「嫌なことから逃げている?」「嫌なことから逃げている?」と思う人もいるでしょ。

学校へ行くのは当たり前のこと。しんどくても毎日学校へ行き、頑張ることができている人もいます。だから、そのような考え方があるのは当然だと思います。

学校へ行きたい。部活がしたい。友達に会いたい。」

そんな気持ちがあるので、身体が動かない。先の見えない不安から「みんなどうしているのかな?」「なんで私だけこんなつらい思いをしないといけないんだろう」「なんで学校に行けないんだろう」と

病気になつて良かつた

福崎東中学校3年(当時)

深見萌杏



八千種小学校1年(当時) 西井陽斗



福崎小学校3年(当時) 高橋杏樹



田原小学校5年(当時) 大國柚依

はなると言わせていて、誰がいつなつてもおかしくないそうです。以前の私は人には頼らず、自分のことは何でも自分でやつた時には夜でした。それが激しい頭痛で目眩もひどく、やつと布団から出られたときも目がぐるぐるまわって、何かを考えることもできません。布団に入つて横になつている間でした。何をしていても、しなどく寝転んでいることしかできない、つらく苦しい日々でした。

日突然、起き上がるこどらでできないほどの痛みに襲われ、いつなつてもおかしくないです。何日も何日も続きました。布団に入つて横になつている間も目がぐるぐるまわって、何かを考えることもできません。布団に入つて横になつている間でした。何をしていても、しなどく寝転んでいることしかできない、つらく苦しい日々でした。

「学校へ行きたい。部活がしたい。友達に会いたい。」

そんな気持ちがあるので、身体が動かない。先の見えない不安から「みんなどうしているのかな?」「なんで私だけこんなつらい思いをしないといけないんだろう」「なんで学校に行けないんだろう」と

自分を責めたり、「みんなはだろう」と不安な感情も入り交じり、孤独感しかありませんでした。毎日毎日、朝が恐怖で、もがき苦しんでも起き上がれないという生活が数ヶ月続きました。

葛藤やストレスが症状を悪化させてしまい、悪循環に陥ってしまう人もたくさんいるそうです。周りの人のほんの少しの理解で、いつ治るか分からぬないです。から救われ快方に向かうこともあります。私は、病気のことを理解してもうえなくて苦しんでいる人が一人でも減るように、たくさんの人には「起立性調節障害」という病気を知つてもらいた

一方で、同じ病気のある子がまわりに理解してもらえず、つらい思いをしているということもありました。学校を休むと「さぼっている」と思われるかもしれません。それまで自分の性格が自分を追い詰めてしまつていたのかもしれません。見守り支えてくれた家族や、友達の優しさのお陰で、今は症状も良くなり朝から学校へ行くことができています。学校へ行くと抱き合ってくれる友達がいます。みんなが支えてくれたからこそ、私は居場所があるんだと思えて、みんなに救われて戻つてくことができました。

私は、つらい時そばで支えてくれた家族や友達の優しさに救われました。今度は私が、優しさを与える人になり、つらい思いをしている人を救つてあげたいです。

生活科学センターだより

消費生活センターについて知ろう！
一人で悩まず、気軽に相談を

消費生活センターは、地方公共団体が運営する機関で、次のような役割を担っています。

①「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使ってけがをした」などの消費者と事業者間のトラブル等について相談を受けています。

消費生活相談員が、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決策などについて助言します。ケースによっては交渉の手伝い（あっせん）をすることもあります。

②消費者教育推進の拠点として、地域の公民館や学校等での出前講座を行い普及啓発を取り組んでいます。

契約の知識や消費者を守る制度を知つていれば被害を未

約の経緯を書面にして、事業者やクレジット会社・決済代行会社（※2）に出すよう相談を取り組んでいます。

【事例】
消費生活センターでは、どのように解決を支援しているのでしょうか。

「一か月で最低200万円儲かる！」というSNSの広告を見て登録、合計60万円をカードで決済してしまいました。しかし、全くもうからず、業者への電話もなかなかつながりません。解約してお金を返してほしい。

（20歳代 男性）

【消費生活センターの対応】
相談者が契約したのは、「情

然に防ぎ、迅速な被害回復ができるので、身近な事例などを挙げてわかりやすくお話ししています。



談者に助言しました。その後、相談員が事業者に電話し交渉したところ、支払った代金は後日返金されることになりました。（※1）情報商材とは、インターネットの通信販売により、副業、投資やギャンブル等で高額収入を得るためのノウハウ等と称して販売されている情報のことです。

（※2）決済代行会社とは、販売店とクレジット会社の間に立つて決済サービスをする会社です。

全ての相談がこのように解決するわけではありません。被害内容によつては、弁護士相談等の相談機関を案内します。

消費者トラブルにあっても「自分のせいだから仕方がない」とあきらめる人も少なくありません。でも相談することなく、自分で解決につながり、今後の勧誘を防止することもできます。また、声を上げることで次のような効果もあります。

・事業者の姿勢が変わる。
・製品が改良される。
・不正な取引をしている事業者が指導を受ける。
・法律が改正される。
また、食の安全・安心に関わることや、返済に困つている方の相談など幅広く相談を

- 受けています。
- 相談は無料
- 秘密は守られます
- 来所でも電話でもOK
- ◆ 契約書やパンフレットなど関係書類があれば、用意してください。
- ◆ トラブルになつていない場合でも、不安なことがあります。
- ◆ 生活科学センター
- ☎ 22・4977
- ☎ 188



「政府広報オンライン」から

不始末に注意! 焼却火の

今年に入ってから、野焼きなどの屋外での焼却行為による火災が増えています。屋外での焼却行為（野焼き）は、原則禁止されていますが、農業を営むためにやむを得ない焼却等、例外的に認められる場合もあります。ただし、例外にあたる場合であつても次のことに十分注意し、苦情等があれば焼却を中止するなどの配慮をお願いします。

- 風の強い日には、野焼き等をしない
- 少しずつ小分けにして燃やす
- 煙や灰などが周辺の迷惑にならないように配慮する
- 水バケツなどの消火用具を必ず準備する
- 焼却が終わるまでは、その場を離れない

姫路市中播消防署予防係
5/23・0119

松岡五兄弟 井上通泰

第51話



福嶋の身近にある歴史を掘り起こす
柳田國男・松岡家記念館の資料たち⑦

神戸大学大学院人文学研究科 特命助教 井上 舞

ず、史料をそのまま採録する
という方針は、三上の主張に
よるもので、両書とも編纂開
始から一〇〇年を超えて刊行
が続いており、現在も多くの
研究者に利用されている重要
な史料集です。

ず前半部では、時候の挨拶や
安否伺いを述べた後、短歌雑
誌『心の花』を進呈するので
そこに掲載された自分の歌を
見てほしいといった内容が書
かれています。

次いで、後半部には次のよ
うな内容が書かれています。

です。その後、山縣から文部大臣である小松原に働きかけていることを考えると、相談の内容は個人的なものではなく、かなり政治的なものではなかつたかと推測されます。また、書簡を見る限り、事は三上の目論見通りに進んでいたようです。

書簡をしたためた三上にせよ、受け取った通泰にせよ、その時には、ほんの少し先の未来で大騒動に巻き込まれるとは思つてもみなかつたでしょ。

三上參次は、松岡五兄弟とほぼ同じ時期に活躍した歴史学者です。慶應元年（1865）、神東郡御立村（現在の姫路市船津町）の幸田家に生まれ、幼少の頃に姫路藩士三上勝明の養子となりました。その後、進学のため上京。明治18年（1885）に東京大学文学部に入学。さらに大学院に進学して研究を続け、現在につながる日本歴史学の基礎を築きました。

明治38年には史料編纂掛事務主任となり、史料編纂事業に従事。『大日本史料』や『大日本古文書』などの編纂に取り組みました。編纂にあたつて、余計な解説や解釈を行わ

井上通泰と三上は1歳違い出身も近く、学部は違つても同じ大学に在籍していた者どうし、なにかと交流があつたようです。通泰が記した「浪人大原左金吾の話」という文章には、三上は「同郷の竹馬の友人」と紹介され、通泰が探していた本が内閣文庫にあつたのを見つけたので、書き写して岡山の赴任先まで送つてくれたエピソードが記されています。

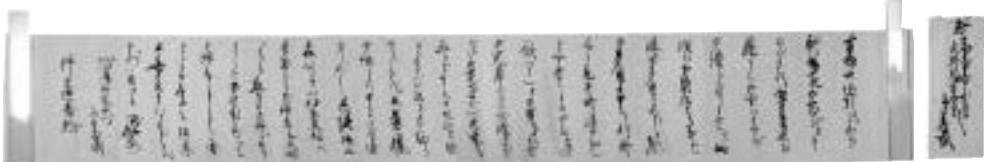
それでは書簡を見ていきましょう。本紙の末尾に記された年月日から、この書簡は明治44年1月18日にしたためられたことがわかります。

また昨年12月には、ご同行していただき、ありがとうございました。その後、椿山莊公（山縣有朋）より、小松原文相（文部大臣・小松原英太郎）にその節のお話があり、文部大臣からも「懇ろに」とお話をありました。尚、お目にかかるつてお話ししましたら、要するにご尽力の結果を無駄にはしないと思います。

具体的な内容が書かれていないため、詳細は不明ですが本文を読む限り、どうやら三上は、山縣有朋と懇意にしている通泰を頼つて、山縣に何事かお願ひをしに行つたよう

南朝と北朝が並立していたように書いてあることを批判し立していいたというのが通説ですが、当時は南朝こそが正統で、並立などとんでもないと考える人たちも多かったのです。）投書をきっかけに、帝國議会では南北朝の正統性が議論され、政府は南朝が正統とする見解を示し、並立説を説いた教科書の執筆者は停職となりました。

先の書簡に關係する、三上
参次・井上通泰・山縣有朋・
小松原英太郎の4人も、さま
ざまな立場からこの事件に關
わっていました。当時教科書
の編纂委員を務めていた三上
は、これがきつかけとなり、



井上通泰宛三上參次畫簡（明治44年1月）（個人藏）